種	類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘　要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成21年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ
〃	〃	平成22年	（注２）	〃	〃
〃	標高点（ＤＥＭ）	〃	（注３）	〃	データ間隔は0.2″間隔グリッド（１区画30″×30″）

備考　地図の刊行日　平成22年11月１日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

（注１）

一部：

大分県：豊後高田市

（注２）

全域：

群馬県：吉岡町

神奈川県：葉山町、中井町

岐阜県：大垣市、多治見市、恵那市、土岐市、可児市、笠松町、輪之内町、御嵩町

愛知県：半田市、蒲郡市

三重県：大台町、大紀町

福岡県：福岡市、行橋市、芦屋町、遠賀町

鹿児島県：鹿児島市

一部：

福島県：本宮市

静岡県：掛川市

兵庫県：多可町

宮崎県：宮崎市

（注３）

松江・鳥取地区

全域

鳥取県：境港市、日吉津村

島根県：東出雲町

一部

鳥取県：鳥取市、米子市、岩美町、八頭町、南部町、伯耆町

島根県：松江市、出雲市、安来市、雲南市

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１３４５号

宮城県岩沼市相の原２丁目６番633号

債務者　本宮　　崇

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　金澤　孝司

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午前11時20分

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号

仙台市泉区館２丁目８番地の４

債務者　岡田　頼暁

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　金澤　孝司

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午前11時５分

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号

宮城県気仙沼市本吉町前浜220番地２

債務者　畠山さおり（旧姓高木）

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　金澤　孝司

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４９号

宮城県気仙沼市唐桑町欠浜114番地２

債務者　鈴木　良子

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　金澤　孝司

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午後２時

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６２号

福島県南相馬市小高区東町２丁目18番地

債務者　石井　成枝

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　若杉　裕二

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午前11時

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１０１９号

広島市安佐北区亀山南２丁目70番７号

債務者　高橋　哲郎

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　田邊　　尚

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後１時45分

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０号

愛媛県松山市萱町２丁目２番地７　渡部マンション303号

債務者　鵜久森絹枝

１　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　石光　真理

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後１時20分

５　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで

松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号

宮城県大崎市古川西館３丁目１番17号

債務者　三浦まさ子

１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　横田　由樹

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月13日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係